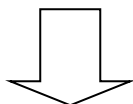


青森市農業委員会では、農地法第3条の許可は、月例総会の審議を経て許可しています。月例総会は、毎月10日前後に開催されます。

【許可までの流れ】

- ① 毎月25日（※25日が閉庁日の際はその翌開庁日）までに「申請書」を提出



- ② 毎月10日前後に月例総会を開催し審議を経て許可
- ③ おおむね月例総会の翌日に農業委員会事務局から申請書提出者に電話連絡し、許可書を受け取りに来ていただくこととなります（※認印を持参のこと）。

上記のように申請から許可まで、おおむね15日を要することになります。